事例番号:300300

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

- 1) 妊産婦等に関する情報
 - 1回経産婦
- 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠36週6日 前期破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 6 日

5:50 陣痛発来

6:17 経腟分娩

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:36 週 6 日
- (2) 出生時体重:2770g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.34、PCO₂ 52mmHg、PO₂ 13mmHg、

HCO₃ 27. 3mmo1/L, BE 0. 8mmo1/L

- (4) アプガースコア:生後1分8点、生後5分9点
- (5) 新生児蘇生: 実施せず
- (6) 診断等:

生後3日 チアノーゼ、経皮的動脈血酸素飽和度の低下、無呼吸、体温38.6℃の発熱、活気の低下

生後5日 血液検査でCRP 1.99mg/dL、肝機能障害の診断 細菌培養検査で咽頭および水疱内容から単純ヘルペスウイルス1型陽 性

生後8日 血液検査で単純ヘルペスウイルス4×10⁶/mL

(7) 頭部画像所見:

生後 32 日 頭部 MRI で脳室周囲白質に多数の小嚢胞性変化を認め、全身 単純ヘルペス感染に伴う、全身状態の悪化による所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:助産師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、新生児ヘルペス感染症(単純ヘルペスウイルス感染)であると 考える。
- (2) 単純ヘルペスウイルスの感染経路は、産道感染の可能性があるが、胎内感染または出生後の水平感染も否定できず、特定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 受診時の対応(内診、破水の診断)、および分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、抗菌薬投与等)は一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 生後2日までの児の状態と対応について、「家族からみた経過」にあるように、出生後から授乳してもほとんど飲まず、動きがなく、全身色黒であったとすれば管理は一般的ではないが、診療録に記載の通り、発熱は認められず筋緊張良好で哺乳状態に異常を認めなかったとすれば、管理は一般的である。

- (2) 生後3日にチアアノーゼを認めた後の管理(経皮的動脈血酸素飽和度モニター装着、医師の診察、血液検査、酸素投与)、および子宮内感染を疑い当該分娩機関小児科へ入院としたことは一般的である。
- (3) 当該分娩機関小児科入院後の管理、および生後 5 日に肝機能障害(新生児^ ハペス感染症疑い)のため A 医療機関 NICU に転院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
- (1) B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) スクリーニングは今後、妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。
 - 【解説】本事例では、妊娠34週に腟分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療がイドライン-産科編2011」に則った対応がされているが、「産婦人科診療がイドライン-産科編2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠35週から37週で実施することが望まれる。
- (2) GBS 陽性妊産婦への対応については今後、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して母子感染予防を行うことが望まれる。
 - 【解説】本事例では、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2011」に則った抗菌薬の投与が行われているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、GBS 保菌妊婦に分娩の 4 時間以上前から抗菌薬投与を開始し、血中濃度を維持することが有効である、と追記されている。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
- (1) 今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。
 - 【解説】本事例は、妊娠35週、36週3日の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心

拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

(2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の 改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

- (3) 診療録の記載と家族からみた経過に一致しない点が散見され、家族からの質問が提出されているため、医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して
 - ア. 新生児ヘルペス感染症の早期診断法の確立と発症後の後遺症予防法の開発が望まれる。
 - イ. 母体にヘルペス感染による皮膚病変等の臨床症状がみられない場合にも、 児にヘルペス感染症を発症する事例があるため、このような事例の調査・研 究が望まれる。
 - ウ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。
 - 【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、腟分泌物培養検査 (GBS スクリーニング)を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。
- (2) 国・地方自治体に対して

なし。